

鳥取県公務災害補償等審査会委員の公募について

1 募集内容

- (1) 募集人数 1名
- (2) 応募資格 次のアからカまでの資格をすべて満たす方
 - ア 公務災害の認定、補償等に関心があり、公務災害補償の制度的見識を持って審議に参加する意欲のある方
 - イ 県内在住の満18歳以上の方
 - ウ 任命時に県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任予定のない方
 - エ 年に1回程度、鳥取県庁で平日昼間に開催する委員会に出席できる方
 - オ 鳥取県暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない方
 - カ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でない方
- (3) 応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記載して、郵送、ファクシミリ、又は電子メールのいずれかで応募してください。

なお、申込書は鳥取県総務部職員支援課のホームページからダウンロードできます。
- (4) 応募期間 令和7年11月19日（水）から令和7年12月3日（水）必着
- (5) 委員の選考

応募資格を満たす方の中から、提出された書類内容に基づき、書面審査を行い決定します。

ただし、書類選考の結果、同点の者が複数認められた場合は、面接により決定します。

委員決定後は、速やかに応募者全員に結果を通知します。

2 応募・問い合わせ先

〒680-8570
鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県総務部職員支援課
電話：0857-26-7039
ファクシミリ：0857-26-8109
電子メール：shokuinshien@pref.tottori.lg.jp

【鳥取県公務災害補償等審査会の概要】

- (1) 所管事項 公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施についての不服申立てを審査
- (2) 構成 委員3名（うち公募委員1名）
- (3) 開催回数 年1回程度
- (4) 任期 任命の日から令和11年2月7日まで
- (5) その他 報酬及び会議出席のための旅費を支給